

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者： _____ 様

医療法人社団 創生会
花憩庵訪問介護センター

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0197-42-5001) (月～金曜日 9:00～17:00)

責任者 _____

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 訪問介護センターの概要

(1) 事業所の所在地及びサービス提供地域

事業所名	花憩庵訪問介護センター
所在地	岩手県胆沢郡金ケ崎町西根谷来浦46番地1
事業所の指定番号	訪問介護 (岩手県 0372500710)
サービスを提供する実施地域	金ケ崎町、奥州市、北上市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

区分	資格	人員数
管理者	介護福祉士(サービス従業者兼務)	1名
サービス提供責任者	介護福祉士(サービス従業者兼務)	ご利用者様40名につき 1名
サービス従業者	介護福祉士・准看護師 介護福祉士実務者研修修了者 介護職員初任者研修修了者 ホームヘルパー養成研修2級課程修了者	3名以上

(3) 営業時間

年中無休 午前9時から午後5時まで

※緊急時は24時間連絡可能です。

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00
平日・土	○	○	○
日・祝祭日	○	○	○

※時間帯により料金が異なります。

※早朝(6:00～8:00)、深夜(22:00～6:00)のご利用につきましてはご相談ください。

3. 運営方針

- (1) 事業所のサービス従業者は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 サービス内容

(1) 身体介護

①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位変換 ⑥その他

(2) 生活援助

①買物 ②調理 ③掃除 ④洗濯 ⑤衣服の整理 ⑥その他

(3) その他サービス

①介護相談等

5 サービス従業者の禁止行為

サービス従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ご利用者様の同居家族様に対するサービス提供
- ⑤ご利用者様の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 利用料金

(1) 基本料金（通常時間帯）

サービス提供区分 (特定事業所加算Ⅱを乗じた単位数)		ご利用者様負担額		
		1 割	2 割	3 割
身体 介護	20分未満	179円	358円	537円
	20分以上～ 30分未満	268円	536円	804円
	30分以上～ 1時間未満	426円	852円	1,278円
	1時間以上～ 1時間30分未満	624円	1,248円	1,872円
	1時間30分以上、 30分増すごとに追加	90円	180円	270円
生活 支援	20分以上～ 45分未満	197円	394円	591円
	45分以上	242円	484円	726円

- ① 基本料金に対して、早朝（午前６時～午前８時）・夜間（午後６時～午後１０時）帯は２５％増し、深夜（午後１０時～午前６時）は５０％増しとなります。
- ② ご利用者様の心身の状況等により、１人のサービス従業者によるサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者様の同意を得て２人のサービス従業者によるサービス提供を行ったときは、前頁金額の２倍になります。
- ③ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

（２）加算等

加算名称	ご利用者様負担		算定回数等
初回加算	１割	２００円	初回のみ
	２割	４００円	
	３割	６００円	
緊急時訪問介護加算	１割	１００円	１回の要請 に対して１回
	２割	２００円	
	３割	３００円	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１割	１００円	１月につき
	２割	２００円	
	３割	３００円	
特定事業所加算Ⅱ	単位数の１０％加算		１回につき
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護報酬の２２．４％加算		１月につき
同一建物減算	介護報酬の１０％減算		１月につき

（３）交通費

サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、サービス従業者が訪問するため交通費の実費を請求いたします。

なお、自動車を使用した場合は次のとおり請求いたします。

- ア）事業所から、片道概ね１５キロメートル未満 ５００円
- イ）事業所から、片道概ね１５キロメートル以上 ７００円

（４）キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に
応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。

① ２４時間前までご連絡の場合

キャンセル料はいただきません。

② ２４時間前までご連絡のない場合

１提供当たりの料金（１０割負担）を請求させていただきます。

ただし、ご利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(5) その他

居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用は、ご利用者様のご負担となります。

7. 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日までにご利用者様あてにお届けします。

(2) 支払方法

利用料等のお支払いは、原則、ご利用者様指定口座からの自動振替となります。

口座振替日は、毎月 27 日となります。（27 日が休日の場合は翌営業日）

※口座振込、現金でのお支払いについては事業所にご相談ください。

(3) その他

施設の利用料金は、介護保険負担割合証に記載されたご利用者様負担の割合に応じてご利用者様負担をお支払いいただきます（法定代理受領サービス）。

介護保険料の滞納等により、法定代理受領サービスが受けられない場合があります。その場合は、いったん介護報酬に定められた額の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日住居地の市町村の介護保険窓口に提出されますと、払い戻しを受けることができます。

8. サービスの終了

(1) ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①ご利用者様が介護保健施設に入所した場合

②ご利用者様が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、又は認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

③ご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）、事業対象者又は要支援と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます

④ご利用者様が死亡した場合

(4) その他

ご利用者様又はご家族様が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 個人情報の保護

- (1) 事業者、サービス従業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様およびそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、ご利用者様の有する問題や解決すべき課題に対応するサービス担当者会議等において、情報を共有するために個人情報を用いることを、本契約をもって同意とみなします。

14. 身分証携行義務

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご家族様

から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の窓口

当センターのサービスに関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。
前記の相談窓口までお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に県・国保連・市町村の介護保険担当課に苦情を伝えることができます。

【県・国保連】

①岩手県保健福祉部 019-629-5435 (長寿社会課)

②岩手県国民健康保険団体連合会 019-604-6700 (介護保険課)

【当事業所がサービスを提供する実施地域の市町村】

③金ケ崎町 0197-44-4560 (保健福祉センター)

④奥州市 0197-24-2111 (代表)

⑤北上市 0197-64-2111 (代表)

16. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 当法人の概要

法人種別・名称	医療法人社団 創生会
所在地・電話	岩手県奥州市水沢佐倉河字慶徳27番地1
理事長	上田 雅道
電話	0197-24-4148

事業内容	① 医療法人社団創生会おとめがわ病院
	② 水沢老人保健施設興生園
	③ 興生園介護サービスセンター
	④ 花憩庵クリニック
	⑤ 花憩庵デイケアセンター
	⑥ 花憩庵訪問看護ステーション
	⑦ 花憩庵訪問介護センター
	⑧ 花憩庵指定居宅介護支援事業所
	⑨ 住宅型有料老人ホーム花憩庵
	※岩手県内の事業のみ表示

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦 4 6 番地 1

名 称 花憩庵訪問介護センター

説明者 氏 名 印

私は、本書面により事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受けました。

ご利用者様

住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(代理人)

住所 _____

氏 名 _____ 印 _____